

小諸市地域公共交通連絡会議規約

(目的)

第1条 小諸市地域公共交通連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき市コミュニティバス事業等の推進に関する事項を協議するとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 連絡会議は、事務所を長野県小諸市相生町三丁目3番3号小諸市役所内に置く。

(事業)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市コミュニティバス事業等の推進に関すること。
- (2) 道路運送法に基づく旅客運送の協議に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、連絡会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 連絡会議の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長の指名する者
- (2) 県知事の指名する者
- (3) 公共交通事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客関係団体
- (5) 長野運輸支局長の指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 小諸警察署長の指名する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、連絡会議の運営上必要と認められる者

(会長)

第5条 連絡会議に会長を置く。

- 2 会長は、前条第1号の会員とする。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、その会務を総理する。

(会議)

第6条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会員は、都合により連絡会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

5 連絡会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項があった場合は、会長が別に定めることができる。

（連絡会議結果の尊重義務）

第7条 連絡会議で協議が調った事項については、連絡会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第8条 連絡会議の業務を処理するため、連絡会議に事務局を置く。

2 事務局は、小諸市建設水道部都市計画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第9条 第3条第1項第2号に定めた事業を実施する際には、連絡会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を、会長が別に定めることができる。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の事務の運営上で細則が必要となった場合は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。